

山形市・スワンヒル地方市短期交換留学事業来形団受入コーディネート業務 基本仕様書

本仕様書は、山形市・スワンヒル地方市短期交換留学事業来形団受入コーディネート業務（以下「本業務」という。）の委託の実施について必要な事項を定めるものである。

1 業務名

山形市・スワンヒル地方市短期交換留学事業来形団受入コーディネート業務

2 業務目的

山形市・スワンヒル地方市短期交換留学事業で来形するスワンヒル地方市の来形団（以下「来形団」という。）の受入れに係る業務のコーディネートを行うこと。

3 履行場所

山形市内他

4 委託期間

契約締結日から令和7年7月17日（木）まで

ただし、やむを得ない事情等により期間に変更が生じた場合は、この限りではない。

5 来形団の人数

全19名（引率者4名、留学生15名）

6 受入事業の行程

別紙「行程表（案）」の通り

7 本業務の内容

行程表のうち、山形市が直接実施または担当する項目（市長表敬訪問、公式歓迎会、学校訪問、スワンヒルクラブ歓迎会、ホームステイ等）を除いた以下の項目を、受託者が企画、手配及び実施することにより、山形市の来形団受入れ業務のコーディネートを行う。

なお、全ての業務については、受託者が本事業の趣旨をよく理解した上で、山形市のおもてなしの心を伝えることができ、来形団にとっても魅力的で印象深く、双方に感動をもたらす素晴らしい機会となるよう、特に配慮を行うこと。

（1）観光 以下の観光を企画・手配すること。

なお、以下の人数に、添乗員は含まない。

①山形市観光（全員参加部分）【提案A・B・C・F・G・H】

・山形市の歴史、文化、自然等の魅力を味わうための観光を企画・手配し、案内を行うこと。なお、山寺観光と蔵王観光は必須とし、蔵王観光には蔵王ジャンプ台を必ず盛り込むこと（具体的な内容は、企画提案書にて提案）。

②山形市内外の観光（引率者4名分）【提案D・E】

・留学生が学校訪問を行う7月9日と10日のうち、9日終日と10日の午後は、

引率者の4人は山形市内外の観光を行うため、内容を企画・手配し、案内を行うこと（具体的な内容は、企画提案書にて提案）。

③東京観光【提案I】

- ・7月16日は東京ディズニーランド観光のため、20人分（大人5人、中人15人）のワンデーパスポートと、一人4,000円相当のフードバウチャー（食事券）を20人分手配すること。
- ・7月17日は東京観光のため、東京の歴史、文化、自然等の魅力を味わうための観光を企画・手配し、案内を行うこと（具体的な内容は、企画提案書にて提案）。

(2) 体験 以下の体験を企画・手配すること。

①茶道体験

- ・7月8日午前中（日程変更の場合あり）は清風荘（市で予約済）での浴衣着付け及び茶道体験を行うため、ソロプチミスト山形及び清風荘の担当者と必要な調整を行い、準備を行うこと。
- ・実施後には体験謝金として、ソロプチミスト山形に3万円を支払うこと。

②その他の体験【提案A・B・C・F・G・Hの中に組み込む】

- ・日本や山形市の伝統文化、食文化、自然を実感できる体験などを盛り込むこと（具体的な内容は、企画提案書にて提案）。

(3) 食事等 以下の食事等を手配すること。アレルギー対応食等が必要な場合は対応すること。

なお、以下の人数には、添乗員および専用車運転手分は含まない。

①引率者ランチミーティング用の昼食

7月6日の昼食。山形駅周辺レストラン（可能であれば個室）で、8名分を手配すること。

②山形市滞在中の昼食

- ・7月7日～7月15日（7月12日（土）及び13日（日）を除く7日）
- ・来形団と市職員合わせて20人分の昼食を用意すること。
- ・店舗等は行程に合わせ、日本・山形らしいメニューも入れつつ、バリエーションに富んだものを用意すること。一食の目安は1,300円程度（税別）とする。行程によっては、弁当も可とする。
- ・留学生が学校訪問を行う7月9日と10日は、留学生の昼食は不要のため、引率者4人と市職員1人の昼食のみ手配すること。

③山形市滞在中の飲料

- ・7月7日～7月15日（7月12日（土）及び13日（日）を除く7日）
- ・来形団と市職員合わせて20人分の飲料水（水はたはお茶）を、一日一人一本ずつ用意し、毎朝配布すること。
- ・留学生が学校訪問を行う7月9日と10日は、留学生の飲料は不要のため、引率者4人と市職員1人の飲料のみ手配すること。

④送別会

- ・7月15日 17:30～ 100名程度。
- ・送別会の会場と料理の手配、その他必要な準備等を行うこと（具体的な内容は、企画提案書にて提案）。
- ・立食形式か否かは問わないが、一人当たりの想定単価は4,000円（税別、飲み物・サービス料含む）程度とする。
- ・送別会は来形団とホストファミリーが主役となるよう、アットホームな雰囲気で開催する予定のため、ホテルに限らずレストラン等の利用も可とする。
- ・送別会の料理代の支払いは市が直接行うため、請求書は市に提出することとし、見積額には含めないこと。

⑤7月17日の昼食・夕食

- ・17日、東京観光中の昼食として、洋食を含むバイキング形式の食事を手配すること。
- ・同日、成田空港での夕食代として、一人当たり2,000円、20名分用意すること。店の予約は不要とする。

(4) 添乗員 7月6日の山形駅到着時点（羽田空港出迎えから山形駅までは不要）から、7月17日の成田空港見送り時点まで（7月12日（土）及び13日（日）を除く10日）、1人以上の添乗員が来形団に同行し、市職員と連携し、来形団の行程管理等の添乗業務を行うこと。添乗員は、英語によるコミュニケーションが可能であることが望ましい。

(5) 記念品 来形団19人に贈る、日本または山形市らしい記念品を企画・手配すること（具体的な内容は、企画提案書にて提案）。

（参考：H30年度 来形団の氏名（カタカナ）のシャチハタ印、1個2,000円程度）

(6) 交通手段 以下の交通手段を手配すること。

なお、以下の人数に、添乗員は含まない。

①来形団19人と市職員1～2人の来形及び滞在中の交通手段の確保

ア) 7月6日

- ・羽田空港から山形駅までの交通手段（山形新幹線及び電車）
- ・空港からの出迎えは山形市東京事務所職員（以下「東京事務所員」という。）2人が対応するため、羽田空港から東京駅までは21人分、山形新幹線は市職員の同行なしのため19人分とする。

イ) 7月7日～15日（7月12日（土）及び13日（日）を除く7日）

- ・市内を移動するための交通手段（貸し切りバス）
- ・来形団19人と市職員1人の計20人程度が乗車。
- ・7月9日と7月10日は引率者4人と市職員1人の計5人が乗車のため、ワゴン車も可とする。

ウ) 7月16日

- ・山形駅から東京ディズニーランド（舞浜）までの交通手段（山形新幹線及び

電車)

- ・山形新幹線は市職員の同行なしのため、19人分。
- ・東京駅から東京ディズニーランドまでは、東京事務所員1名が同行するため20人分。
- ・東京ディズニーランドからホテルまでの交通手段（来形団に負担のない範囲内であれば、専用バス以外も可とする）。

エ) 7月17日

- ・東京観光及び来形団を成田空港へ送り届けるための交通手段（貸し切りバス）。その際、スーツケース19個をバスに積み込むこと。

②引率者4人と市職員1人（計5人）の、山形駅・ホテル間移動のための移動手段の確保

ア) 7月6日

- ・山形駅からホテルまでの交通手段（タクシーフリーパスも可）

イ) 7月16日

- ・ホテルから山形駅までの交通手段（タクシーフリーパスも可）

③東京事務所員の来形団出迎え及び見送りのための交通手段の確保

ア) 7月6日（出迎え用、2人分）

- ・東京駅から羽田空港までの交通手段（電車）

イ) 7月17日（成田空港見送り後の帰路用、1人分）

- ・成田空港から東京駅までの交通手段（電車）

(7) 宿泊施設 以下のホテルを手配すること（全て朝食（洋食含むバイキング）付き）。

なお、以下の人数に、添乗員は含まない。

①7月6日～15日（山形市内、シングル4室×10泊）

- ・宿泊者は来形団の引率者4人（留学生は全日ホームステイ）。
- ・ホテルは、山形市役所から徒歩圏内（5分程度）であること。

②7月16日（千葉・東京近郊、シングル5室・ツイン6室・トリプル1室×1泊）

- ・宿泊者は来形団19人と市職員1人の計20人。
- ・東京ディズニーランドから30分程度で移動が可能であること。

(8) 荷物輸送 7月16日朝、山形駅でスーツケース19個を集荷し、当日中（チェックインまで）に宿泊先に届けること。

(9) その他

①全行程の詳細をまとめた説明資料を日本語版と英語版で作成し、必要に応じ、山形市及び山形市側の生徒並びにホストファミリー等への説明を行うこと。

②上記(1)～(8)の業務項目のほかに、当事業において山形市のおもてなしの心を表現するために必要となる企画項目がある場合、市と協議の上実施すること（具体的な内容は企画提案書にて提案し、費用は見積額の額に含めること）。

8 資格要件

旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づく旅行業（第一種旅行業務又は第二種旅行業務に限る。）の登録を受け、1年以上引き続き業として旅行業を営んでいること。

9 業務における基本事項

本業務における基本事項は、次のとおりとする。

(1) 手配の協議

各種手配については、山形市と協議のもと実施すること。

(2) 費用の負担

上記の業務内容を遂行する際に生じる費用一切は、受託者が契約金において負担すること。

(3) 関係法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守し、公衆に対し迷惑を及ぼす行為は行わないこと。万一、第三者との間にトラブルが発生した場合は、受託者の責任において迅速かつ誠実な対応を行い解決するものとし、受託者が対応できないクレームが発生した場合は、迅速に山形市へ報告し対応を協議すること。

(4) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知り得た一切の情報について、漏えい、滅失、棄損等がないように注意すること。また、山形市が提供する資料等を業務の目的以外に利用し、または第三者に提供しないこと。業務終了後もまた同様とする。

また、本業務の遂行にあたり個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法令等を遵守するものとし、秘密保持について万全の管理を行うこと。

10 報告

受託者は、委託業務が終了したときは、山形市が定める通知書により、速やかにその旨を山形市に通知すること。

11 その他

この仕様書に明記していない事項、または疑義が生じた場合は、委託者・受託者双方の協議により決定するものとする。

また、天災その他不可抗力の突発的な事情等により委託内容に変更が生じた場合は、委託者・受託者双方の協議により、変更契約を締結するものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務を処理するに当たっては、個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害するとのないよう、関係法令に従い、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

(従業者の明確化)

第3 乙は、この契約による業務に従事する者を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(従業者への周知)

第4 乙は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は番号法又は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びその他関連規程に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(従業者への監督及び教育)

第5 乙は、この契約による業務に従事する者に対し、個人情報の適正な取扱いについて監督及び教育を行わなければならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該業務を処理するために必要な範囲内において、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務の処理以外の目的に利用し、又は第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）も含む。以下同じ。）に提供してはならない。

(安全確保の措置)

第8 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び毀損の防止その他の安全確保の措置を講じなければならない。

(持出しの禁止)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために必要な範囲を超えて、乙がこの契約による業務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

(複写等の禁止)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等がある場合には、甲の指示又は承諾があるときを除き、これらを複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

基本仕様書

第1 1 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務における個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(再委託先への義務等)

第1 2 乙は、甲の承諾を得てこの契約による業務における個人情報の処理について第三者に再委託を行う場合には、乙と当該第三者との再委託に係る契約において、この契約に基づき個人情報の取扱いに関して乙が甲に対して負う義務等と同等の義務等を当該第三者が負うべき旨を契約書に明記しなければならない。

(資料等の返還等)

第1 3 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等があるときは、この契約が終了し、又は解除された後直ちにこれらを甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(報告義務)

第1 4 乙は、甲から求めがあったときは、この契約の遵守状況について甲に対して報告しなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第1 5 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

(取扱要領等の作成)

第1 6 乙は、個人情報の適正な管理の確保を図るため、個人情報の取扱いに関する要領等を作成し、甲に報告しなければならない。ただし、甲が必要でないと認めるときは、この限りでない。

(実地調査等)

第1 7 甲は、必要と認めるときは、この契約の遵守状況を確認するために必要な範囲内において、乙のこの契約による業務に係る個人情報の取扱いについて実地に調査をすることができる。ただし、実地に調査をすることが困難である場合には、甲は、乙に対し、それに代わる調査をすることができる。

(再委託先への実地調査等)

第1 8 乙が甲の承諾を得てこの契約による業務における個人情報の処理について第三者に再委託を行う場合においては、甲は、必要と認めるときは、この契約の遵守状況を確認するために必要な範囲内において、乙と当該第三者との再委託に係る契約による当該業務に係る個人情報の取扱いについて実地に調査し、又はそれに代わる調査をすることができる。

(勧告)

第1 9 甲は、乙のこの契約による業務に係る個人情報の取扱いが不適当と認めるときは、乙に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

(国外における取扱いの禁止)

第2 0 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をクラウドサービス等により国外において取り扱ってはならない。

(契約の解除及び損害賠償)

基本仕様書

第2 1 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第2 2 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(注) 「甲」は山形市を、「乙」は受託者をいう。

基本仕様書

行程表（案）

別 紙

※提案A～Iには観光・体験を組み込む

※手配が必要な交通機関

HF：ホストファミリー
東事：山形市東京事務所
学教：山形市学校教育課

| 日 | 日付 | 地名 | 現地時間 | 交通機関 | スケジュール | 市職員 | 添乗員 | 食事 |
|----|-------------|-----------------------|---------------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-----|----------------------|
| 1 | 7/6 (日) | 羽田空港 山形市 | 朝 昼 | 航空機 JR等 JR等 HF車 タクシー等 | メルボルン → シドニー → 5:55 羽田空港到着 羽田空港→東京駅 東京駅→山形駅 (生徒) 山形駅→ホストファミリー宅 (引率) 山形駅→ランチミーティング→ホテル | 東事2 学教1 | 1以上 | 昼食8 |
| 2 | 7/7 (月) | 山形市 | 午前 午後 夜 | 専用車 | 【提案A】 13:30 市長表敬訪問 【提案B】 17:30 公式歓迎会 | | | 昼食20 歓迎会は企画手配不要 |
| 3 | 7/8 (火) | 山形市 | 午前 午後 | 専用車 | 茶道体験（清風荘） 【提案C】 | | | 昼食20 |
| 4 | 7/9 (水) | 山形市 | 終日 夜 | HF車 専用車 | (生徒) 学校訪問 (引率) 【提案D】 スワンヒルクラブ歓迎会 | | | 昼食5 歓迎会は企画手配不要 |
| 5 | 7/10 (木) | 山形市 | 終日 | HF車 専用車 | (生徒) 学校訪問 (引率) AM 学校訪問視察 PM 【提案E】 | | | 昼食5 |
| 6 | 7/11 (金) | 山形市 | 終日 | 専用車 | 【提案F】 | | | 昼食20 |
| 7 | 7/12 (土) | 山形市 | 終日 | | ホストファミリー対応 | | | |
| 8 | 7/13 (日) | 山形市 | 終日 | | ホストファミリー対応 | | | |
| 9 | 7/14 (月) | 山形市 | 終日 | 専用車 | 【提案G】 | 学教1 | 1以上 | 昼食20 |
| 10 | 7/15 (火) | 山形市 | 終日 夜 | 専用車 | 【提案H】 17:30 送別会 | | | 昼食20 送別会企画手配のみ |
| 11 | 7/16 (水) | 山形市 千葉 千葉 or 東京 | 朝 夜 | HF車 タクシー等 JR等 JR等 専用車等 | (生徒) ホストファミリー宅→山形駅 (引率) ホテル→山形駅 山形駅→東京駅 東京駅→東京ディズニーランド 東京ディズニーランド→ホテル | 東事1 | | 昼・夕食 TDL 食事券20 |
| 12 | 7/17 (木) | 東京 成田空港 | 終日 夜 | 専用車 航空機 | 東京観光【提案I】 東京→成田空港 20:25 成田空港→メルボルンへ | | | 昼食20 夕食20 |